

暮らし・趣味

第18回
円滑に手続きを進めるための
遺言書家族にやさしい
お・も・い・や・り
相続

相続コーディネーターの創始者であり、1万2000件超の相続相談に対処。感情面、経済面に配慮した“オーダーメイド相続”を提案、家族の絆が深まる「夢相続」の実現をサポートしている。(株)夢相続代表取締役。「相続はふつうの家庭が一番もめる」(PHP研究所)など著書25冊出版。TV出演、雑誌取材など多数あり。

公認不動産コンサルティングマスター
相続コーディネーター
夢相続 代表取締役 曾根恵子

円満でも遺言書必要

◇認知症だと分割協議ができない

Aさん(50代女性)の父親(80代)はガンと告知され、現在、入院して闘病中です。母親は大腿骨を骨折して入院生活が長引いたことから車いすとなり、認知証も発症。昨年施設に入所しました。Aさんも姉も嫁いでいますが、1人暮らしとなった父親のため、Aさんと姉は交代で父親のために家事をサポートしています。母親の様子も見に行くなど協力しており、円満な関係です。父親の財産は自宅と貸家2棟、別荘地、預金で約1億円程度ありますが、自宅や貸家は古くなっており処分や活用が必要になるはずですよ。

◇円満だからこそ遺言書が必要

けれども、このまま父親が亡くなって

しまうと、認知症の母親は遺産分割協議ができないため、成年後見人を選任し、代理人が遺産分割協議をし、母親の財産は成年後見人が管理することになります。その場合、相続対策となる贈与や不動産対策ができなくなり、介護費用の捻出にも不安が残ります。

こうしたことを避けるには、父親が遺言書を作成し、遺産分割を指定しておくことが解決策です。父親の意思は明確で、母親のサポートを前提として娘2人に財産を託したいということで、公証人と証人が父親の入院している病院にて、公正証書遺言を作成しました。家庭裁判所への手続きが不要になり、父娘ともに意思が明確なうちに間に合ってよかったですと安堵されました。